

狭あい道路拡幅促進整備補助制度 補助金申請の手引き

～令和7年度版～

■ お問い合わせ先 ■

大阪市都市整備局

市街地整備部 住環境整備課（密集市街地整備グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20 大阪市役所7階

Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ（1番出口）

京阪電車中野島線「大江橋」駅下車すぐ（6番出口）

電 話 06-6208-9235

開庁時間 月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで

（祝日、振替休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

目 次

1. 補助制度について	P1
2. 補助申請できる方	
3. 補助対象となる敷地の要件	
4. 補助等の内容	
5. 手続きの流れ	P3
6. [①事前相談]に必要な書類	P5
7. [②補助金の交付申請]に必要な書類及び記入例	P6
8. [③工事着手届]に必要な書類	P15
9. [④除却完了報告]に必要な書類	P16
10. [⑤補助金の請求]に必要な書類	P20
11. [補助金交付変更承認申請]に必要な書類及び記入例	P22
12. 補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例	P26

1. 補助制度について

密集住宅市街地における防災性の向上を図るため、重点対策地区において狭あい道路の拡幅整備をする場合に要する費用の一部を補助する制度です。

2. 補助申請できる方

建築主等^{※1}または、建築主等^{※1}の配偶者又は一親等内の親族

※1 建築主等とは、建築主、工作物の築造主、土地の所有者又は建築物の所有を目的とする借地権（地上権、賃借権など）を有する者のこと。

3. 補助対象となる敷地の要件

重点対策地区内の建築基準法第42条第2項および附則5項に基づく道路に接する敷地^{※2}

※2 ただし、次に掲げるもの等は対象外です。

- ・既に道路中心線から2m後退が済んでいるもの
- ・敷地面積が500㎡を超えるもの
- ・開発行為を伴うもの
- ・位置指定道路の築造を伴うもの
- ・他の事業によって拡幅または整備されるもの

4. 補助等の内容

〈補助対象経費・補助率〉

後退用地等を道路として整備する際に、以下の項目に要する費用の2/3以内を補助

- ・側溝、側溝蓋および集水桝の整備費
- ・道路境界石の整備費
- ・道路舗装費（最大道路中心線まで）
- ・後退用地等にある支障物の撤去費

（各補助対象項目ごとに限度額（※4）があります。）

〈補助金の算定方法〉

補助金は①・②のうち、低い方の額（千円未満切捨）となります。

① 補助対象となる見積金額（※3）（消費税抜）×2/3

※3 後退用地における道路の整備工事費用と支障物の撤去工事費用の合計額

②（補助限度額単価（※4）×数量）の合計額×2/3

※4 下記URLリンク先に添付の補助制度パンフレット（P4）をご参照ください。

「狭あい道路拡幅促進整備事業」ホームページ

▶<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html#syousasshi>

〈補助金の算定例〉

- (例) 〔・道路面積 14 m²の道路舗装
・総延長8m の道路境界石、U 型側溝、側溝蓋の設置
・1か所の集水枘の新設

を行う場合

▷後退用地の拡幅整備にかかる工事の見積金額が 72 万円と仮定

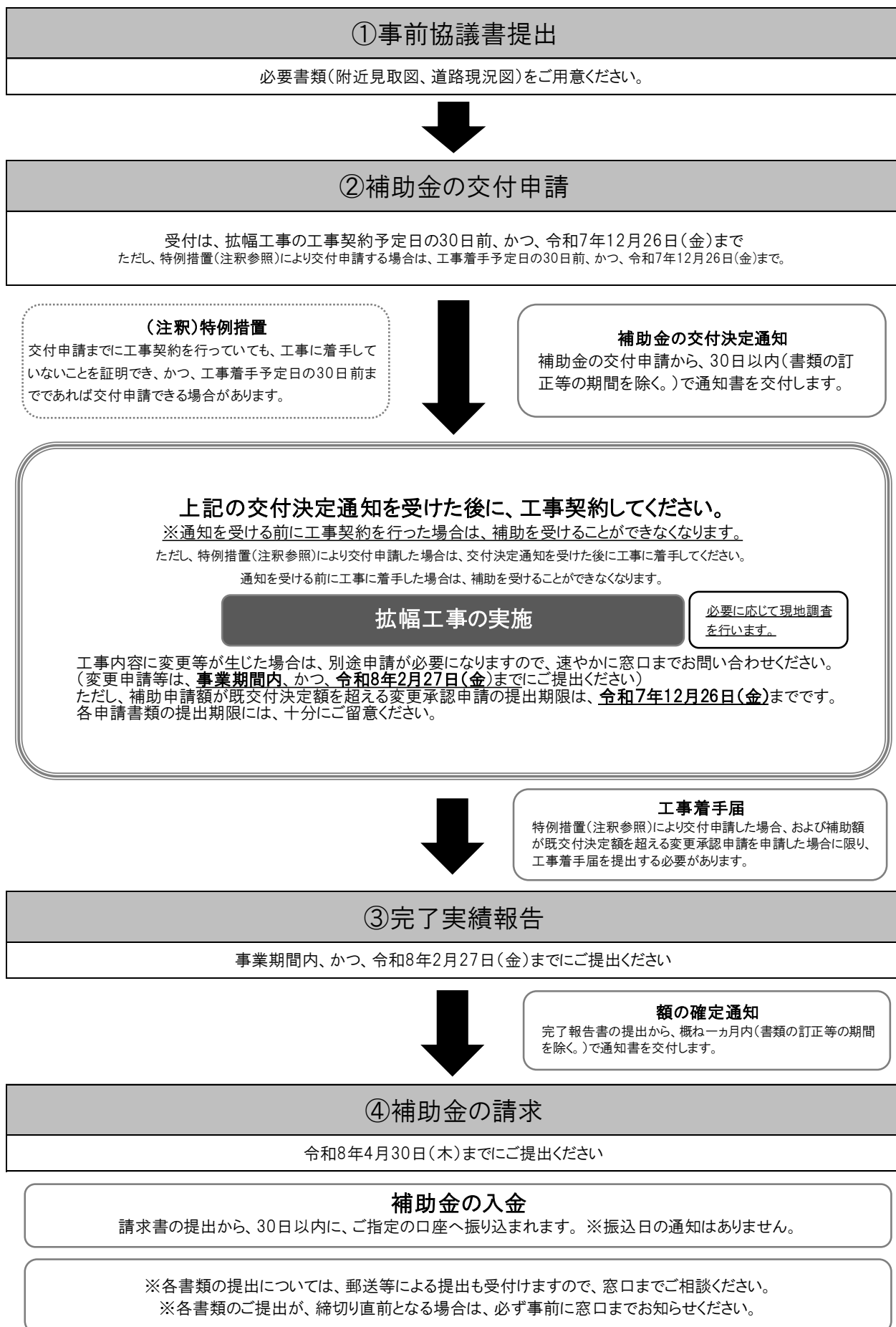
- ① 見積金額 720,000 円 $\times 2/3 = 480,000$ 円
② 補助対象の合計金額 451,800 円^{※5} $\times 2/3 = 301,200$ 円 $\div$ 301,000 円

※5 補助対象の合計金額

$14 \text{ m}^2 \times 14,700 \text{ 円/m}^2 + 8\text{m} \times 7,300 \text{ 円/m} + 8\text{m} \times 11,400 \text{ 円/m} + 8\text{m} \times 4,900 \text{ 円/m} + 1 \text{ か所} \times 57,200 \text{ 円/か所} = 451,800 \text{ 円}$

補助金は①・②のうち低い方の②の 301,000 円となります。

5. 手続きの流れ



(注意事項)

- (1) 補助金の交付申請をする前に拡幅工事の契約を行った場合、補助金を受けることができません。ただし、既に工事契約を締結していても、工事に着手していないことを証明でき、かつ、工事着手までに十分な期間があるときは交付申請できる場合がありますので、別途ご相談ください。
- (2) 各種申請手続きは、必要書類を作成のうえ、窓口(表紙記載)までご持参ください。また、オンライン申請での受付も行っています。
- (3) 補助金の支払いは、拡幅工事の完了後、補助金額が確定してからとなります。補助金の交付決定通知を受けていても、拡幅工事を取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- (4) 本補助事業については、各年度の予算の範囲内で補助します。よって、予算執行の状況により、年度途中であっても、補助申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。
- (5) 申請書類に記入する場合は、黒インク又は黒ボールペン等で記入してください。
(鉛筆や消せるインクは使用しないでください。)
- (6) 申請書類に訂正が必要となった場合は、原則、訂正後のものに差しかえてください。

[① 事前協議書]の提出に必要な書類

● 提出書類一覧

①事前協議書			提出部数<1部>
1	狭あい道路整備事前協議書		H P よりダウンロード可
2	付近見取図		縮尺 1/2,500 程度
3	道路現況図		縮尺 1/100 程度

- ★ その他、上記以外の書類が必要になる場合があります。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

〔②補助金の交付申請〕に必要な書類及び記入例

● 受付期間

申請の受付期限は**令和7年12月26日(金)**です。ただし、予算執行の状況により、期限前に受付を終了する場合があります。

● 提出書類一覧

②補助金交付申請		* 下記の順番に並べて提出してください		提出部数<1部>
1	補助金交付申請書	様式1	※補助事業者＝申請者	
2	委任状(手続きを代理人が行う場合)	参考様式1	申請書類の提出・訂正、各種書類の受け取りを委任する場合に提出	
	委任状(建築主等が複数の場合)	参考様式2	代表申請者を除く建築主等の全員による委任状が必要(印鑑登録証明書も必要)	
3	補助事業者が、建築主等の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		補助事業者が、建築主の配偶者又は一親等内の親族である場合	
4	納税証明書(市民税、固定資産税及び都市計画税)		・補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要 ・市民税が非課税の場合、課税(所得)証明書が必要	
5	除却工事補助金予定額の算出根拠	様式1-1	支障物の撤去工事を行う場合	
6	整備工事補助金予定額の算出根拠	様式1-2		
7	計画概図面(付近見取図、整備計画図、整備断面図)			
8	道路中心線及び現況幅員に関する書類(道路区域明示書・土地境界確定協議書の締結書類等)		附則5項道路を拡幅する場合	
9	現況写真及び撮影方向位置図			
10	道路中心線設置写真		2項道路の場合	
11	後退用地等にある支障物の撤去図		支障物の撤去工事を行う場合	
12	見積書			
13	誓約書	様式2		
14	不動産登記法第14条第1項地図及び登記事項証明書(土地)等の補助事業者が計画敷地の権利者であることを証する書類		補助事業者が確認申請を行わず、狭あい道路の拡幅を行う場合	
15	工事に未着手であることを証する書類		特例措置(3ページ参照)により補助金交付申請を行う場合	
16	その他申請に必要と認める書類			

★ 別途、書類が必要になる場合があります。

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

★ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

★ 工事に未着手であることを証する書類とは、次のような書類(参考例)です。

- 工事現場を背景に公的関係書類(評価証明書等)及びその発行日付が見えるように撮影したもの
- 工事現場を背景に新聞及びその発行日付が見えるように撮影したもの など

※ 証明する際の公的関係書類や新聞の発行日は、工事契約日以降であること。

②-1 補助金交付申請書（様式1）

（様式1）

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者	住所	大阪市北区中之島1-3-20
申請者であり、補助金の交付を受ける者	氏名	大阪 太郎
連絡先の電話番号を記入	電話	(●●) ●●●●-●●●●

補助金交付申請書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

(1) 敷地（地名地番）

(●● 区 ●●● ●丁目●番地●)

(2) 目的 狭あい道路の拡幅整備

(3) 内容 ☐ 撤去工事 ☒ 整備工事

※該当する場合のみチェック印を記入

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の内容

(1) 補助金予定額 ※複数件申請する場合は合計を記入し、別紙に内訳を記入

撤去工事費	金		円
整備工事費	金		円
合計金額	金		円

(2) 算出の内容 別紙による。

契約予定日は、申請日から30日以後の日を入力

3 事業予定期間

契約日又は契約予定日	令和 年 月 日
工事着手予定日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日

当該年度の2月末日までの日を記入

<注意事項>

- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。
- 建築主等が複数の場合は、代表申請者を除く建築主等の全員による委任状(参考書式2)を必要とし、かつ、印鑑登録証明書も必要となります。

②-2 委任状（参考書式1）

（参考書式1）

委任状

（代理人）

氏 名 ● ● ● ● 手続等の依頼を受ける方の氏名や住所等を記入

（法人その他の団体にあってはその名称も記入）

住 所 〒 ● ● ● ● - ● ● ● ●
● ● 市 ● ● 区 ● ● ● 丁目 ● - ●

電 話 ● ● ● ● - ● ● ● ● - ● ● ● ● 連絡先の電話番号を記入

私は、上記の者を代理人と定め、大阪市狭あい道路拡幅促進整備要綱、並びに、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱に係る下記の権限を委任します。

記

1 申請内容 （委任する事項にチェック）

☐ 狭あい道路整備事前協議

☐ 狭あい道路拡幅促進整備費補助

2 委任事項 （委任する事項にチェック）

☐ 狭あい道路整備事前協議書の提出に関する事

☐ 狭あい道路整備事前協議書の訂正に関する事

☐ 補助申請書類の提出に関する事

☐ 補助申請書類の訂正に関する事

☐ 通知書等各種書類の受け取りに関する事

令和 ● 年 ● 月 ● 日

建築主等
（補助事業者）

住 所 〒 ● ● ● ● - ● ● ● ●
● ● 市 ● ● 区 ● ● ● 丁目 ● 番 ● ● 号

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏 名 ● ● ● ● 申請者（補助事業者）の氏名や住所等を記入

（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）

<注意事項>

- ・ 手続きを委任される場合に必要です。
- ・ 委任事項を確認してください。
- ・ 書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、サイン（又は訂正印）が必要です。
- ・ 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン（又は訂正印）により訂正（代理人と委任者（補助事業者）両者のサイン（又は押印）が必要）してください。

②-2 委任状（参考書式2）

(参考書式2)

令和 年 月 日

記入日を記入

大阪市長

委任状

この度、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として 氏 に委任いたします。
なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帯してその責任を負うものとします。

代表申請者の氏名

建築主等	住所	大阪市北区中之島〇-〇-△
(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)		
氏名		大阪 次郎 印
(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)		

(注) 建築主等が複数の場合は、代表申請者を除く建築主等の全員による委任状とし、印鑑登録証明書を添付してください。

＜注意事項＞

- ・ 複数名の建築主等で申請される場合に必要です。併せて、印鑑登録証明書の提出も必要になります。
- ・ 委任事項を確認してください。
- ・ 委任状に誤記がある場合は、正しいものに差しかえるか、サイン(又は訂正印)により訂正(代理人と委任者(補助事業者)両者のサイン(又は押印)が必要)してください。

②-4 納税証明書（様式1-2）

（証明書見本）

納 税 証 明 書

納税義務者		住 所 (所在地)	大阪市北区中之島1丁目3番20号			
		氏 名 (名 称)	大阪 太郎			
番 号	年 度 又 は 事 業 年 度 等	税 目	課 税 額	納 付 済 額	未 納 額	う ち 納 期 限 未 到 来 額
1	令和●年度	市民税・府民税	¥255,000	¥255,000	¥0	¥0
			以 下	余 白		

未納額（納期限未到来額を含む）が0円であること。

備 考	空 白					
--------	-----	--	--	--	--	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

税証第 471- 5 号
令和●年 ●月 ●日

大阪市長



＜注意事項＞

- ・ 市民税、固定資産税、都市計画税を確認できる納税証明書を提出してください。
- ・ 原則として、前年度のものがが必要です。ただし、申請年度の証明書であっても、未納額（納期限未到来を含む）が0円であるものは可とします。
- ・ 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

②-5 除却工事補助金予定額の算出根拠（様式1-1）

（様式1-1）

撤去工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書の内、後退部分等にある支障物の撤去費を入力

見積書

算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。

合計

（見積書の内、補助対象となる金額）

円 …… A

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。

← 要注意

拡幅整備にあたり、門、塀等の工作物※など支障となる建築物をあわせて撤去する場合のみ記入。

※補助対象となる撤去工事は、大阪市狭あい道路拡幅促進整備要綱第2条第1項第8号を参照。

合計

円 …… B

数量算出（※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。）

← 要注意

補助金予定額（撤去工事）

AとBの低い方の金額 円 × 2 / 3 = 円

補助金予定額
（同上金額の千円単位切捨）

円

②-6 整備工事補助金予定額の算出根拠（様式1-2）

（様式1-2）

整備工事補助金予定額の算出根拠

見積書の内、道路境界石の設置費、道路の舗装費、側溝・側溝蓋の設置費等の補助項目に要した費用を入力

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	●●●, ●●● 円	………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。	道路舗装	16.1	m ² ×	14,700 円 =	236,670 円
	道路境界石設置	8.3	m ×	7,300 円 =	60,590 円
	U型側溝設置	7.7	m ×	11,400 円 =	87,780 円
	側溝蓋設置	7.7	m ×	4,900 円 =	37,730 円
	L形側溝設置		m ×	円 =	円
	現場打ち側溝		m ×	円 =	円
	集水桝設置		箇所 ×	円 =	円
	合計				422,770 円 ……D

数量算出（※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。←要注意）

道路舗装（m ² ）	
後退部分および	2.0m × 5.14m = 10.28m ²
既存道路部分	1.81m × 3.24m = 5.8644m ² ≒ 5.86m ²
合計	10.28m ² + 5.86m ² = 16.14m ² 16.14
道路境界石設置（m）	
	5.14m + 2.64m + 0.6m = 8.38m 8.38
U型側溝設置（m）	
	5.14m + 2.64m = 7.78m 7.78
側溝蓋設置（m）	
	5.14m + 2.64m = 7.78m 7.78
L形側溝設置（m）	
現場打ち側溝（m）	
集水桝設置（ヶ所）	

補助金予定額（整備工事）

CとDの低い方の金額	422,770 円	× 2 / 3 =	281,847 円
補助金予定額 （同上金額の千円単位切捨）			281,000 円

②-13 誓約書（様式2）

（様式2）

令和 年 月 日

大阪市長

誓約書

この度、「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱」の規定に基づく申請をするにあたり、法令等を遵守するとともに同交付要綱並びに「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領」に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者と諸問題が発生した場合は、申請している補助事業者が責任をもって対処し、貴市に迷惑をかけないようにするとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金金額を指定された期日までに返還する責任を負います。

なお、大阪市へ寄付、又は無償使用承諾しない補助事業完了後の後退用地等については、その形態を変更することなく、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行います。

拡幅工事を行う敷地の地名地番を記入

補助事業の敷地 (●● 区 ●●●● ●丁目●番地)

補助事業者

住所

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

大阪市北区中之島1-3-20

氏名

（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）

大阪 太郎

電話

(●●) ●●●●-●●●●

（注）補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

<注意事項>

- ・ 補助事業者が複数の場合は、補助事業者全員の誓約書が必要になります。

〔③工事着工届〕に必要な書類及び記入例

● 提出が必要となる場合

特例措置(※)により、補助金交付申請された工事、又は、交付決定後に交付申請内容を変更(補助金額が既交付決定額を超える場合に限る)する必要が生じる場合の工事が対象となります。

※特例措置…交付申請までに工事契約を行っており、工事に着手していないことを証明し、かつ、工事着手予定日の30日前までに交付申請したもの。

● 提出時期

補助金交付決定通知書・補助金交付変更承認通知書の交付日以降に工事に着手、又は、変更部分の工事に着手された後、速やかに提出してください。

● 提出書類一覧

③工事着手届			提出部数<1部>
1	工事着手届	様式3-2	
2	その他申請に必要と認める書類		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 提出部数は1部です。

③-1 工事着手届（様式3-2）

（様式3-2）

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者	
住所 （法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）	大阪市北区中之島1-3-20
フリガナ	オオサカ タロウ
氏名 （法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）	大阪 太郎
電話番号	(●●) ●●●●-●●●●

工事着手届

通知書をもとに、日付等を記入

令和 年 月 日付けで、大阪市指令都整 第 号にて（交付決定）交付変更承認の通知を受けた事業について、工事又は変更箇所の工事に着手したので大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

通知書に記載の承認番号を記入

1 交付決定番号

R07●●●

拡幅工事を行う敷地の地名地番を記入

2 補助事業の敷地

(●● 区 ●●● ●丁目●番地●)

3 工事着手日

令和 年 月 日

工事の着手日を入力

※大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第1項ただし書を適用して申請した場合のみ提出が必要。

〔④拡幅完了報告〕に必要な書類及び記入例

● 提出期限

拡幅工事が完了しましたら、速やかに提出してください。（最終期限：令和7年2月28日（金）まで）

交付変更承認申請および廃止申請について

- ・補助金交付決定額が増減する場合や申請内容を変更する場合などは、交付変更承認申請が必要です。
- ・事業を止める場合は、廃止承認申請が必要です。

● 提出書類一覧

④除却完了報告		＊下記の順番に並べて提出してください。		提出部数＜2部＞
1	拡幅完了報告	様式 11		
2	拡幅工事請負契約書等の写し		契約日、契約者、契約金額、除却工事場所がわかるようにしてください。契約書を作成せず、注文書、注文請書で契約行為を行っている場合は、両方の書類を添付してください。	
3	完成写真		A4 サイズの台紙に貼付または印刷すること（土地の上に何も残っていない状態の写真）	
4	領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し（※） （但し書き欄に解体した建物の住所または地番と、「拡幅工事費用として」の文言を記載してください。）		領収書等遅延理由書を提出する場合、領収書及びその他支払いを証明する書類等の写し（※）は、補助金請求の際に提出してください。	
★	拡幅工事変更請負契約書等の写し		契約後に補助金交付決定額を変更した場合	
★	その他申請に必要と認める書類			

（※）その他支払いを証明する書類について

- ・工事請負契約の発注者（申請者）から請負者（施工業者）へ工事代金を支払ったことが、金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。

【具体例】

- ＊銀行窓口支払いの場合…送金伝票又は振込伝票の写し（発行金融機関の印のあるもの）
- ＊ＡＴＭ支払の場合…ＡＴＭ利用明細票の写し
- ＊ネットバンキング支払の場合…振込み又は入出金を証する書類の写し

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は計２部です。
- ★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。
- ★ 原本の写しに疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。

＜注意事項＞

- ・補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。

④-1 拡幅完了報告書（様式12）

（様式12）

令和 年 月 日

大 阪 市 長

補助事業者	住所 （法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）	大阪市北区中之島1-3-20
	氏名 （法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）	大阪 太郎

補助事業完了実績報告書

通知書をもとに、日付等を記入

どちらかに○印を記入

令和 年 月 日付で

大阪市指令都整 第 号にて

交付決定

交付変更承認

の通知を受けた補助事業が完了したので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

通知書に記載の承認番号を記入

1 交付決定番号

R07 号

拡幅工事を行う敷地の地名地番を記入

2 補助事業の敷地

(区 丁目 番地)

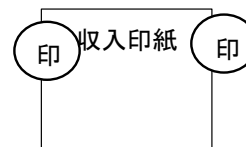
<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者（申請者）が申請を行う必要があります。
- ・ 書類の訂正時にサイン（又は訂正印）を使用する場合は、報告書または委任状にサイン（又は訂正印）が必要です。

④-2 契約書の写し

■ 契約書について

【サンプル】



工事請負契約書

注文者 大阪 太郎（以下「甲」という）と請負者 株中之島建設（以下「乙」という）は、この契約書により工事請負契約を締結する。

- | | |
|---------|--|
| 1 工 事 名 | 大阪様邸宅拡張工事 |
| 2 工事場所 | 北区中之島 1 丁目 1 番地 3（地番） |
| 3 工事内容 | 拡張工事 |
| 4 構 造 | 木造 2 階建 |
| 5 工 期 | 着手 令和●年●月●日
完了 令和●年●月●日（予定） |
| 6 請負金額 | ¥ 2, 9 0 0, 0 0 0（税抜き） ¥ 2 9 0, 0 0 0（消費税） |
| 7 支払方法 | |
| 8 そ の 他 | ・ 残置物処分費は別途必要。
・ 地中障害物撤去は別途必要。
・ その他については甲・乙協議とする。 |

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和○年○月○日

交付決定日以降の日付を記入下さい。

ただし、特例措置（3 ページ参照）により交付申請した場合は、交付決定日に関わらず契約日を記入。

甲（注文者）住所 大阪市北区中之島 1 丁目 2 番 3 号
氏名 大阪 太郎 印

乙（請負者）住所 大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 4 号
氏名 株中之島建設 代表取締役 梅田 太郎 印

＜注意事項＞

- ・ 宛名は補助事業者（申請者、フルネーム）としてください。
- ・ 委任を受けた代表者が申請している場合は、代表申請者に委任している全ての共有者氏名を注文者欄にご記入ください。
- ・ 契約日、契約者、契約金額がわかるようにしてください。
- ・ 契約書の訂正は、原本に直接訂正し、両者の押印が必要です。
- ・ 原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

④-4 領収書の写し

【 サンプル 】

領 収 書 見 本		No. 12345								
申請者氏名 様										
但 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 拡幅 工事費として										
上記の金額正に領収いたしました										
R 〇 年 〇 月 〇 日										
金 額	¥3,190,000-	内 消費税等 ¥290,000-								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">現金</td> <td>¥3,190,000-</td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相 殺</td> <td></td> </tr> </table>	現金	¥3,190,000-	小切手		手 形		相 殺		株式会社〇〇〇 000-0000 大阪市〇区〇町〇番〇号 06-0000-0000 社 印 印 紙	
現金	¥3,190,000-									
小切手										
手 形										
相 殺										

<注意事項>

- ・ 宛名は補助事業者(申請者、フルネーム)としてください。
- ・ 様式 1-2 の補助事業者一覧を申請している場合は、宛て名に全ての補助事業者をご記入ください。
- ・ 但欄には、除却工事場所と工事名を明記してください。
- ・ 請負契約金額と同額であることを確認してください。契約金額の変更があった場合は、工事費用の増減が確認できる資料(見積書等)も添付してください。
 但し、補助金額が変更する場合は交付変更承認申請が必要になります。
- ・ 原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

〔⑤補助金の請求〕に必要な書類及び記入例

● 提出期限

額の確定通知書を受領した後、速やかに提出してください。（最終期限：令和7年4月30日（水）まで）

※提出が4月下旬となる場合は、必ず事前に窓口までお知らせください。

● 提出書類一覧

⑤補助金の請求			提出部数＜2部＞
1	請求書		
2	その他申請に必要と認める書類		

★ 提出部数は計2部です。

★ 振り込みを希望する口座の通帳写し（1ページ目をめくった所のコピー）も提出してください。
法人の場合は通帳の表紙の写しも併せてご提出願います。

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

補助金は、請求書到着後、不備がなければ30日以内にご指定の口座に振り込まれます。
（振込日の通知はありません。）

※郵送等で提出された請求書で、不備や訂正がある場合は受付できません。

原則として、正しく記載された請求書を再提出してください。ただし、請求印（補助事業者本人のもの）が押印されており、訂正箇所と同じ印鑑を訂正印として押印している場合は受け付けることができます。（再提出や訂正を行う場合は、提出日も訂正してください。）

（捨印やサインでの訂正は認められませんのでご注意ください。）

＜注意事項＞

・ 請求者が法人及び団体等の場合は、振込口座名義にご注意ください。（下表参照）

受取人名称（請求者名）	振込口座名義	適否
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A 代表取締役 大阪太郎	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	株式会社A	○
株式会社A 代表取締役 大阪太郎	大阪太郎	×

⑤-1 請求書（記入例）

記入例

請 求 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

住 所 ●●市●●区●●丁目●番●号
氏 名 大阪 太郎

補助事業者の住所と氏名を記入

補助金の額の確定通知書をもとに金額及び承認番号を記入

次のとおり請求します。

金 額	内 容
¥●●●, ●●●円也	狭あい道路拡幅促進整備補助金
	交付決定番号(R07●●●●)

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

☐ 債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号			指定口座
-------	--	--	------

債権者登録をされていない方は、こちらに✓印を付けて、各欄に必要事項を記入

は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

☐ 次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	●●●銀行	支 店 名 称	●●支店
預 金 種 別	●●	口 座 番 号	●●●●●●●●
フリガナ	オオサカ タロウ		
口座名義	大阪 太郎		

市記入欄には、何も書かないでください。

市記入欄

記載事項等照合先（契約番号等）	執行主管コード	支出命令番号
業務区分	☐ 歳 出	☐ 歳 入
	☐ 歳計外	☐ 基 金

<注意事項>

- ・ 振込先の金融機関は、補助事業者名義の口座を記入してください。
- ・ 指定口座のご記入の際は、誤りの無いようご確認をお願いします。
[ゆうちょ銀行の場合] 通帳1枚目を開いた下側に下記(例)のような【店名】【店番】等の記載のあるものに限りま。

(例) この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。

【店名】四一八（読み ヨンイチハチ）

【店番】418 【預金種目】普通預金 【口座番号】〇〇〇〇〇〇

「支店名」のところに「四一八」と記入してください。

- ・ 訂正印により訂正する場合は、補助事業者氏名の横に押印が必要です。サインでの訂正はできません。

[補助金交付変更承認申請]に必要な書類及び記入例

○工事中、補助金の交付申請内容を変更する必要がある場合は、補助金交付変更承認申請書が必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、変更内容をお聞かせください。なお、内容によっては、申請が不要な場合があります。

○ **変更の手続きが必要になる場合** (代表的な事例)

- ・用途・形式、棟数、住戸数又は事業期間の変更
- ・補助金の額の変更
- ・その他、市長が必要と認める事項

上記に該当しながら変更の手続きを怠った場合、補助を受けられなくなる場合があります。

● **提出期限**

速やかに提出してください。(最終期限:令和7年2月28日(金)まで)

なお、**変更申請額が、既交付決定額を超える場合の提出期限は令和7年12月26日(金)までです。**

● **提出書類一覧**

補助金交付変更申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助金交付変更承認申請書	様式 7		
2	除却工事補助金予定額の算出根拠 (補助金額の変更を伴う場合のみ提出)	様式 7-1	支障物の撤去工事を行う場合	
		様式 7-2		
3	工事金額変更後の内訳書(見積書)写し (※)		工事金額が変更となったことにより交付変更を行う場合のみ提出	
4	変更承認に必要な書類等 (変更内容が確認できる書類等)			
5	変更部分の工事に未着手であることを証する書類		変更申請額が、既交付決定額を超える場合	
★	その他申請に必要と認める書類			

★ 別途、書類が必要になる場合があります。

★ 提出部数は計2部です。

★ ご提出いただいた書類は返却しませんので、控えは別途ご用意ください。

(※) 原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがあります。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。

補助金交付変更承認申請書(様式7)

(様式7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所 大阪市北区中之島1-3-20

(法人その他の団体にあっては主たる事業所の所在地)

氏名 大阪 太郎

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助金交付変更承認申請書

通知書をもとに、日付等を記入

どちらかに○印を記入

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整第 号にて

交付決定

交付変更承認

の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

通知書に記載の承認番号を記入

1 交付決定番号

R07 号

拡幅工事を行う敷地の地名地番を記入

2 補助事業の敷地

(区 丁目 番地)

3 変更交付申請額

申請額を変更する場合は、様式7-1もしくは様式7-2をもとに額を記入

交付決定額 円

交付変更申請額 円

差引増△減額 円

減額の場合は、「△ 〇〇〇円」と記入

4 事業期間の変更

変更前	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
変更後	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

5 その他

6 変更する内容及び理由

変更する理由を記入

(例) 舗装範囲を変更するため など

<注意事項>

- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

整備工事補助金予定額の算出根拠（様式7-1）

撤去工事補助金予定額の算出根拠

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる額)		円……………A

※消費税等相当額を除く。

[illegible]

AとBの低い方の金額	円	$\times 2 / 3 =$	円	
			補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)	円

・ 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

整備工事補助金予定額の算出根拠（様式7-2）

（様式7-2）

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	●●●,●●●円	……………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を切り捨てた数量により計算する。	道路舗装	16.1 m ² ×	14,700 円 =	236,670 円
	道路境界石設置	8.3 m ×	7,300 円 =	60,590 円
	U型側溝設置	7.7 m ×	11,400 円 =	87,780 円
	側溝蓋設置	7.7 m ×	4,900 円 =	37,730 円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水桝設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			422,770 円 ……………D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

←要注意

道路舗装 (m ²)	
・ 後退部分	2.0m × 5.14m = 10.28m ² 1.81m × 3.24m = 5.8644m ² ≒ 5.86m ²
・ 既存道路部分	
合計	10.28m ² + 5.86m ² = 16.14m ² 16.14
道路境界石設置 (m)	
	5.14m + 2.64m + 0.6m = 8.38m 8.38
U型側溝設置 (m)	
	5.14m + 2.64m = 7.78m 7.78
側溝蓋設置 (m)	
	5.14m + 2.64m = 7.78m 7.78
L形側溝設置 (m)	
現場打ち側溝 (m)	
集水桝設置 (ヶ所)	

補助金予定額（整備工事）

CとDの低い方の金額	422,770 円 × 2 / 3 =	281,847 円
		補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)
		281,000 円

＜注意事項＞

- 書類の訂正時にサイン(又は訂正印)を使用する場合は、申請書または委任状にサイン(又は訂正印)が必要です。

補助事業を廃止する場合に必要な書類及び記入例

交付決定を受けた後に、補助事業を廃止する(取りやめる)場合は、補助事業廃止承認申請の手続きが必要となりますので、速やかに窓口(表紙記載)に連絡し、お手続き願います。

● 提出期限

速やかに提出してください。(最終期限: 令和7年2月28日(金)まで)

● 提出書類一覧

廃止承認申請		* 下記の順番に並べて提出してください。		提出部数<2部>
1	補助事業廃止承認申請書	様式 8		

- ★ 別途、書類が必要になる場合があります。
- ★ 提出部数は2部です。
- ★ ご提出いただいた書類は返却できませんので、控えは別途ご用意ください。

<注意事項>

- ・ 補助金交付申請と同一の補助事業者(申請者)が申請を行う必要があります。
- ・ 交付申請後かつ交付決定前に取り止める場合は、窓口へご相談ください。

補助事業廃止承認申請書(様式 8)

(様式 8)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者	住所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)	大阪市北区中之島1-3-20
	氏名 (法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)	大阪 太郎

補助事業廃止承認申請書

通知書をもとに、日付等を記入

どちらかに○印を記入

令和 年 月 日付で 大阪市指令都整 第 号にて

交付決定
交付変更承認

した補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり廃止承認を申請します。

通知書に記載の承認番号を記入

1 交付決定番号

R07 号

拡幅工事を行う敷地の地名地番を記入

2 補助事業の敷地

(区 丁目 番地)

3 廃止する理由

取り下げをする理由を記入

(例) 完了報告提出期限までに、工事が間に合わないため。 など

(参考) 各種書類の取得方法について

【課税証明書、市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書の発行】 下記(★)参照

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

＜税証明書の発行できる窓口について＞

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

【不動産登記事項証明書の発行】

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面)の交付を請求する場合には、最寄りの登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。

＜登記事項証明書の発行できる窓口について＞

(法務局HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/index.html>

(参考) 【固定資産(家屋)評価証明書の発行】

証明書の発行については、大阪市内のすべての区役所、区役所出張所の窓口及び市税事務所で行うことができます。

※ 評価証明書交付申請書に必要な付記事項(共有者氏名・建築年・棟明細(合計と棟明細))にチェックして、窓口でお申し出ください。

＜税証明書の発行できる窓口について＞

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html>

(参考) 【住民票の発行】 下記(★)参照

住民票の写しの発行については、区役所、区役所出張所、サービスカウンター、市役所1階(住民票・戸籍関係発行証明書コーナー)の窓口で行うことができるほか、郵送による請求などもできます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

＜住民票の写しの交付請求について＞

(大阪市民局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369790.html>

(★)…証明書のコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードをお持ちの大阪市民の方は、窓口よりも交付手数料が100円お得なコンビニ交付サービスを是非ご利用ください。(一部交付できない証明書があります。)詳細につきましては、大阪市ホームページをご覧ください。

(大阪市コンビニ交付HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000284183.html>

(大阪市マイナンバーカードHP) <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000427409.html>

(大阪市財政局HP) <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html>

(公的証明書等の有効期限)

名称	有効期限等	備考
土地登記事項証明書	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	
市税(市民税、固定資産税、都市計画税)の納税証明書	→発行年月日が、令和7年5月末日までのものは、前々年度の証明書で可 →発行年月日が令和7年6月1日以降のものは、前年度のもの 納税証明の年度は前年度に限りますが、7月末日までの補助金申請に限り前々年度のを可とします。 ただし、申請年度の証明書であっても、未納額(納期限未到来額を含む)が0円であるものは可 (法人市民税の場合) 直近の事業年度のもの	・税目や支払方法で(源泉徴収、口座振替、窓口支払等)により、納期限が異なります。 また、納期限までに納めるべきものがすべて納めていただいても、支払後、概ね10日程度は支払いの確認ができない場合があります。 ・納税証明書は、市税の滞納がないことを確認します。
課税(所得)証明書	■令和7年5月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度(令和5年中の所得)の証明書 ■令和7年6月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度(令和6年中の所得)の証明	課税(所得)証明書は、前年の所得を証明するものです。新年度の課税(所得)証明書は、6月1日(土日の場合は翌開庁日)から発行可能です。 例: 令和7年度の課税(所得)証明書(令和6年中の所得の証明)は、令和7年6月1日より発行できます。
(参考) 戸籍謄本等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	建物所有者が死亡している場合に、法定相続人全員が確認できるものがが必要です。(出生から死亡までの連続した戸籍謄本等)
(参考) 固定資産(家屋)評価証明書	■令和7年3月31日までに証明書を発行した場合 →令和6年度の証明書 ■令和7年4月1日以降に証明書を発行した場合 →令和7年度の証明書 前々年度のものは認めません。	・令和7年度の固定資産(家屋)評価証明書は、令和7年4月1日から発行できます。 ・評価年度は令和7年度のものに限りますが、4月末日までの補助金申請に限り令和6年度の評価証明書を可とします。
(参考) 印鑑登録証明書等	交付申請書の受付時点で、発行から3ヶ月以内のもの	承諾書等で、実印の押印を要する場合のみ必要です。

※ 原本の写しの提出を可とします。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがあります。